

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 14 条　略 （補助金の確定及び返還） 第 15 条　知事は、第 13 条第 1 項の規定による補助事業等実績報告書の提出を受理したときは、規則第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定するものとする。 2　知事は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 （1）　規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。 （2）　不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。 （3）　事業完了の翌年度から起算して 5 年以内に、整備した作業道等を他の目的に転用した場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。 3　第 6 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第 13 条第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（実績報告に際し <u>同</u>条第 2 項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額）を別記第 7 号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。 第 16 条～第 19 条　略 附　則 1　この要綱は、平成 24 年 6 月 19 日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。 2　この要綱は、令和 <u>6</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、第 9 条<u>第 1 項</u>第 2 号から第 4 号まで、第 15 条第 2 項及び第 3 項並びに第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 <u>　附　則</u> <u>この要綱は、令和 5 年 5 月 9 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。</u>	高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 14 条　略 （補助金の確定及び返還） 第 15 条　知事は、第 13 条第 1 項の規定による補助事業等実績報告書の提出を受理したときは、規則第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定するものとする。 2　知事は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 （1）　規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。 （2）　不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。 （3）　事業完了の翌年度から起算して 5 年以内に、整備した作業道等を他の目的に転用した場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。 3　第 6 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第 13 条第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（実績報告に際し第 13 条第 2 項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額）を別記第 7 号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。 第 16 条～第 19 条　略 附　則 1　この要綱は、平成 24 年 6 月 19 日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。 2　この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、第 9 条第 2 号から第 4 号まで、第 15 条第 2 項及び第 3 項並びに第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 略

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林内路網アップグレード事業	森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業体又は承認を受けることを目的として集約化を行っている事業体	森の工場において基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装若しくは敷き砂利の路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの	1 コンクリート路面工 定額とし、付表に定めるとおりとする。 2 路盤工(敷き砂利) 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5メートル 1メートル当たり 900円 (2) 幅員 3.0メートル 1メートル当たり 1,100円 3 改修又は補強 事業費の50パーセント以内
2 リカバリー事業	同上	森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの	復旧又は補修 事業費の50パーセント以内

(注)「補助率及び補助額」欄の「改修又は補強」及び「復旧又は補修」については、100円未満を切り捨てとし、補助金額を算定する。

付表（コンクリート路面工の補助金額）

(単位：円)

幅員	コンクリート路面工				1メートル当たり 補助金額計	区分
	不陸整正	補足材	舗装用金網	補助金額		
2.5 メートル	有	無	無	5,800	5,800	①
			有	7,400	7,400	②
		有	無	6,200	6,200	③
			有	7,800	7,800	④
3.0 メートル	有	無	無	6,900	6,900	⑤
			有	8,800	8,800	⑥
		有	無	7,400	7,400	⑦
			有	9,300	9,300	⑧

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林内路網アップグレード事業	森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業体又は承認を受けることを目的として集約化を行っている事業体	森の工場において基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装若しくは敷き砂利の路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの	1 コンクリート路面工 定額とし、付表に定めるとおりとする。 2 路盤工(敷き砂利) 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5メートル 1メートル当たり 900円 (2) 幅員 3.0メートル 1メートル当たり 1,100円 3 改修又は補強 事業費の50パーセント以内
2 リカバリー事業	同上	森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの	復旧又は補修 事業費の50パーセント以内

(注)「補助率及び補助額」欄の「改修又は補強」及び「復旧又は補修」については、100円未満を切り捨てとし、補助金額を算定する。

付表（コンクリート路面工の補助金額）

(単位：円)

幅員	コンクリート路面工				1メートル当たり 補助金額計	区分
	不陸整正	補足材	舗装用金網	補助金額		
2.5 メートル	有	無	無	5,100	5,100	①
			有	6,500	6,500	②
		有	無	5,500	5,500	③
			有	6,900	6,900	④
3.0 メートル	有	無	無	6,100	6,100	⑤
			有	7,900	7,900	⑥
		有	無	6,600	6,600	⑦
			有	8,300	8,300	⑧

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
別表第 2 ～別表第 4 略	別表第 2 ～別表第 4 略
別記第 1 号様式 略	別記第 1 号様式 略
別紙 1 － 1 略	別紙 1 － 1 略
第 2 号様式 略	第 2 号様式 略
別紙 事業（変更）計画書 略	別紙 事業（変更）計画書 略
第 3 号様式 略	第 3 号様式 略

新 旧 対 照 表	
改正後	改正前
第 4 号様式（第 12 条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事様 住 所 団 体 名 代表者氏名 年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付決定前着手届 下記の計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。 記 1 事業費 2 補助予定金額 3 事業着手予定年月日 年 月 日 4 事業完了予定年月日 年 月 日 5 交付の決定前の着手を必要とする理由 条件 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。 3 当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内においては、変更承認申請を行わないこと。	第 4 号様式（第 12 条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事様 住 所 団 体 名 代表者氏名 年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付決定前着手届 下記の計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。 記 1 補助予定金額 2 事業着手予定年月日 年 月 日 3 事業完了予定年月日 年 月 日 4 交付の決定前の着手を必要とする理由 条件 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。 3 当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内においては、変更承認申請を行わないこと。

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
第 5 号様式～第 8 号様式 略	第 5 号様式～第 8 号様式 略